



平成27年3月27日

八木駅南市有地活用事業に関する支援決定について

株式会社民間資金等活用事業推進機構(以下「機構」という。)は、八木駅南市有地活用事業(以下「本事業」という。)に関して特定選定事業等支援を実施するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。以下「法」という。)第54条第1項に規定する対象事業者と支援内容について、法第46条第1項に基づき民間資金等活用事業支援委員会において以下の通り決定しました。

1. 本事業の概要について

本事業は、商業・業務・行政機能が集積する奈良県橿原市の玄関口である近鉄大和八木駅周辺のうち、近鉄大和八木駅南側市有地の活用において、市民が関連する複数の手続きを行う総合窓口機能を提供する庁舎を整備して市民の利便性の向上を図るとともに、中南和地域の観光の拠点として宿泊施設等の観光施設を整備し、中南和地域の広域拠点としてふさわしい都市機能を形成し、内外の観光客の誘致を図るものです。

2. 対象事業者について

対象事業者名：PFI八木駅南市有地活用株式会社

※ 対象事業者は、株式会社大林組(代表企業)、株式会社梓設計および株式会社東急コミュニティーの出資により設立された特別目的会社です。

3. 特定選定事業等支援の内容について

機構は、対象事業者に対して融資による特定選定事業等支援を実施する予定です。

融資の金額等については、今後対象事業者との契約が締結された後、機構ホームページ(<http://www.pfipcj.co.jp/index.html>)での公表を予定しています。

4. 本公表資料に関するお問い合わせ先

投融资第二部 廣 野 03-6256-0069

添 田 03-6256-0093